

2021年12月28日

株式会社交換に関する事前開示書面
(会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に基づく開示事項)

東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目15番7号
株式会社小林洋行
代表取締役社長 細金成光

株式会社小林洋行（以下「当社」といいます。）は、2021年2月21日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、フジトミ証券株式会社（以下「フジトミ証券」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決定し、2021年10月27日付で両社の間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結しました。

本株式交換について、会社法（以下「法」といいます。）794条1項及び法施行規則（以下「施行規則」といいます。）193条に定める事前開示書事項は、次のとおりです。

1 株式交換契約の内容（法794条1項）

別紙1「株式交換契約書」のとおりです。

2 交換対価の相当性に関する事項（施行規則193条1号、法768条1項2号及び3号）

別紙2「交換対価の相当性に関する事項」のとおりです。

3 新株予約権の定めに関する事項（施行規則193条2号、法768条1項4号及び5号）

該当事項はありません。

4 株式交換完全子会社に関する事項（施行規則193条3号）

(1) 最終事業年度に係る計算書類等（同号イ）

別紙3「計算書類等（フジトミ証券株式会社）」のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の臨時計算書類等（同号ロ）

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後の会社財産の状況に重要な影響を与える事象（同号ハ）

- ① フジトミ証券は、2021年10月27日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、フジトミ証券を株式交換完全子会社とする本株式交換を行うことを決議し、同日、本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容は、

別紙1「株式交換契約書」のとおりです。

- ② フジトミ証券は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、フジトミ証券が基準時の直前の時点において保有している自己株式（本株式交換に際して会社法第785条第1項の規定に基づいて行使される株式買取請求に係る株式の買取りによってフジトミ証券が取得する自己株式を含みます。）の全部を、基準時の直前の時点をもって消却する予定です。

5 株式交換完全親会社に関する事項（施行規則193条4号イ）

当社は、2021年10月27日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、フジトミ証券を株式交換完全子会社とする本株式交換を行うことを決議し、同日、本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容は、別紙1「株式交換契約書」のとおりです。

6 株式交換の効力発生日後における株式交換完全会社の債務の履行の見込みに関する事項（施行規則193条5号）

本株式交換は法799条1項3号に掲げる場合に該当せず、本株式交換について異議を述べることができる債権者がいないため、該当事項はありません。

以上

別紙1 株式交換契約書

株式交換契約書

株式会社小林洋行（以下「甲」という。）とフジトミ証券株式会社（以下「乙」という。）は、2021年10月27日付けで、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換の方法）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社とし、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により乙の発行済株式（但し、甲が有する乙の普通株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

第2条（当事者の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 甲（株式交換完全親会社）

商号：株式会社小林洋行

住所：東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目15番7号

(2) 乙（株式交換完全子会社）

商号：フジトミ証券株式会社

住所：東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目15番5号

第3条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2022年2月21日とする。但し、本株式交換に係る手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

第4条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当て等に関する事項）

- 1 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主（但し、第7条に定める乙の自己株式の消却が行われた後の株主であって、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対して、その保有する乙の普通株式に代わり、その保有する乙の普通株式の合計数に0.98を乗じた数の甲の普通株式を交付する。
- 2 甲は、本株式交換に際して、各本割当対象株主に対して、その保有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式0.98株の割合をもって甲の普通株式を割り当てる。
- 3 前二項の規定に従って甲が本割当対象株主に対して割り当てるべき甲の普通株式の数の、1株に満たない端数がある場合には、甲は、会社法第234条その他の関係法令の規定に基づき処理する。

第5条（甲の資本金及び準備金の額）

本株式交換に際して増加する甲の資本金及び準備金の額は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 資本金の額

金0円

(2) 資本準備金の額

会社計算規則第39条の規定に従い、甲が別途適当に定める額

(3) 利益準備金の額

金0円

第6条（株式交換承認決議等）

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ株主総会における本契約の承認その他関係法令により必要となる手続を行うものとする。但し、本株式交換に係る手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

第7条（自己株式の消却）

乙は、効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時において保有する自己株式（本株式交換に関して行使される会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含む。）の全部を、基準時をもって消却するものとする。

第8条（剰余金の配当等）

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日よりも前の日を基準日とする剰余金の配当を行わないものとし、かつ、効力発生日までの間のいずれかの日を取得日とする自己株式の取得（適用法令に従い株主の権利行使に応じて自己の株式を取得しなければならない場合を除く。）を行わないものとする。

第9条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日まで、それぞれ善良なる管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理、運営を行い、本契約において別途定める行為を除き、本株式交換に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲及び乙が協議し合意の上、これを行うものとする。

第10条（本契約の変更又は解除）

本契約締結後効力発生日までの間において、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ、又は判明した場合、その他本株式交換の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議し合意の上、本契約を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条（本契約の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに本契約について第6条に定める甲の株主総会又は乙の株主総会の承認が得られなかったとき、法令に定める関係官庁の認可若しくは承認が得られなかったとき、又は第10条に基づき本契約が解除されたときは、その効力を失うものとする。

第12条（管轄裁判所）

本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第13条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上でこれを定める。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

2021年10月27日

甲：東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目15番7号
株式会社小林洋行
代表取締役社長 細 金 成 光

乙：東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目15番5号
フジトミ証券株式会社
代表取締役社長 細 金 英 光

別紙2 交換対価の相当性に関する事項

1. 交換対価の総数又は総額の相当性に関する事項

(1) 本株式交換に係る割当ての内容

会社名	当社 (株式交換完全親会社)	フジトミ証券 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る 割当比率	1	0.98
本株式交換により 交付する株式数	当社の普通株式：3,009,981株（予定）	

(注1) 株式の割当比率

フジトミ証券の普通株式（以下「フジトミ証券株式」といいます。）1株に対して、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）0.98株を割当交付いたします。ただし、当社が保有するフジトミ証券株式（2021年10月27日現在3,553,200株）については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、上記表の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社で協議し合意の上、変更することがあります。

(注2) 本株式交換により交付する当社株式の数

当社は、本株式交換に際して、当社がフジトミ証券の発行済株式の全部（ただし、当社が保有するフジトミ証券株式を除きます。）を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）のフジトミ証券の株主の皆様（ただし、当社を除きます。）に対して、その保有するフジトミ証券株式に代えて、本株式交換比率に基づいて算出した数の当社株式を割当交付いたします。割当交付する当社株式には、当社が保有する自己株式550,246株を充当し、新たに当社株式2,459,735株を発行することといたします。

なお、フジトミ証券は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、フジトミ証券が基準時の直前の時点において保有している自己株式（本株式交換に際して会社法第785条第1項の規定に基づいて行使される株式買取請求に係る株式の買取りによってフジトミ証券が取得する自己株式を含みます。）の全部を、基準時の直前の時点をもって消却する予定です。本株式交換により割当交付する当社株式の総数については、フジトミ証券による自己株式の取得・消却等の理由により、今後修正される可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式（1単元（100株）未満の株式）を保有することとなるフジトミ証券の株主の皆様におかれましては、当社株式に関する下記の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

(i) 単元未満株式の買取制度（1単元（100株）未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式を買い取ることを当社に対して請求することができる制度です。

(ii) 単元未満株式の買増制度（1単元（100株）への買増し）

会社法第194条第1項及び当社の定款の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元（100株）となる数の当社株式を当社から買い増すことができる制度です。

(注4) 1株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、当社株式1株に満たない端数の割当交付を受けることとなるフジトミ証券の株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の規定に基づき、その端数の合計数（合計数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。）に相当する数の当社株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主の皆様へ交付いたします。

(2) 本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

フジトミ証券は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していないため、該当事項はありません。

2. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

当社及びフジトミ証券は、2021年7月28日に、当社からフジトミ証券に対して本株式交換の提案を行い、両社の間で真摯に協議・交渉を重ねた結果、当社がフジトミ証券を完全子会社とすることが、両社の企業価値向上の観点から最善と考えるに至りました。

当社及びフジトミ証券は、本株式交換比率の決定にあたって公正性・妥当性を確保するため、それぞれ別個に両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、当社は、株式会社りそな銀行をファイナンシャル・アドバイザーに、また、アドバンスト・ビジネス・ダイレクションズ株式会社（以下「アドバンスト・ビジネス・ダイレクションズ」といいます。）を第三者算定機関にそれぞれ選定し、フジトミ証券は、株式会社AGSコンサルティング（以下「AGSコンサルティング」といいます。）をファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関に選定いたしました。

当社においては、下記「(4) 公正性を担保するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関であるアドバンスト・ビジネス・ダイレクションズから2021年10月26日付で受領した株式交換比率に関する算定書、リーガル・アドバイザーである弁護士法人淀屋橋・山上合同からの助言等を踏まえて慎重に協議・交渉を重ねた結果、本株式交換比率は妥当であり、当社の株主の皆様への利益に資するものであるとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

フジトミ証券においては、下記「(4) 公正性を担保するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関であるAGSコンサルティングから2021年10月26日付で受領した株式交換比率に関する算定書、リーガル・アドバイザーであるシティユーワ法律事務所からの助言、フジトミ証券の取締役会における意思決定過程の公正性、透明性及び客観性の確保並びに意思決定の恣意性の排除を目的として、2021年8月12日に、支配株主である当社との間で利害関係を有しない独立した委員から構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）からの指示、助言及び2021年10月26日付で受領した答申書等を踏まえて慎重に協議・交渉を重ねた結果、本株式交換比率は、下記「(2) 算定に関する事項」の「② 算定の概要」に記載のとおり、AGSコンサルティングによる株式交換比率の算定結果のうち、市場株価法の算定レンジの上限を上回り、かつ、DCF法の算定レンジの範囲内でその中央値を上回るものであること、また、本株式交換比率に付されたプレミアムは、親会社による上場子会社の完全子会社化を目的とした他の株式交換事例のうち、簡易株式交換に該当しない事例におけるプレミアム事例に照らして相当な水準にあると考えられること等から、本株式交換比率は妥当であり、フジトミ証券の株主の皆様への利益に資するものであるとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

上記のほか、両社は、それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、また、相手方の財務状況、業績動向、株価動向等を勘

案し、交渉・協議を重ねてまいりました。その結果、本株式交換比率が妥当であり、それぞれの株主の利益に資するものであるとの判断に至り、本株式交換比率により本株式交換を行うことに合意いたしました。

なお、本株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議し合意の上、変更することがあります。

(2) 算定に関する事項

① 算定機関の名称及び両社との関係

当社の第三者算定機関であるアドバンスト・ビジネス・ダイレクションズ及びフジトミ証券の第三者算定機関である AGS コンサルティングはいずれも、当社及びフジトミ証券からは独立した算定機関であり、当社及びフジトミ証券の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

② 算定の概要

アドバンスト・ビジネス・ダイレクションズは、当社については、当社が東京証券取引所市場第一部に上場しており、フジトミ証券については、同社が東京証券取引所 JASDAQ に上場しており、両社に市場株価が存在することから市場株価法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、両社の業績の内容や予想等を勘案したディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」といいます。）を採用して算定を行いました。なお、アドバンスト・ビジネス・ダイレクションズは、両社の直近最終事業年度（2021 年 3 月期）の営業利益が赤字であり、類似会社比較法においては適切な分析が困難であるため、類似会社比較法は採用しておりません。

アドバンスト・ビジネス・ダイレクションズは、市場株価法においては、2021 年 10 月 26 日を算定基準日として、当社については、東京証券取引所市場第一部における算定基準日の終値、算定基準日から遡る過去 1 ヶ月間、過去 3 ヶ月間、過去 6 ヶ月間の各期間の終値単純平均値を採用し、フジトミ証券については、東京証券取引所 JASDAQ における算定基準日の終値、算定基準日から遡る過去 1 ヶ月間、過去 3 ヶ月間、過去 6 ヶ月間の各期間の終値単純平均値を採用して算定しております。

また、DCF 法においては、当社については、当社が作成した 2022 年 3 月期から 2024 年 3 月期までの財務予測、直近の業績動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮し、合理的と考えられる前提に基づく将来フリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって、企業価値や株式価値を算定しております。なお、割引率は 6.35%～7.94%を採用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長法を採用し、永久成長率を 0%としております。フジトミ証券については、同社が作成した 2022 年 3 月期から 2024 年 3 月期までの財務予測に基づく将来フリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって、企業価値や株式価値を評価しております。なお、割引率は 6.35%～7.94%を採用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長法を採用し、永久成長率を 0%としております。

なお、アドバンスト・ビジネス・ダイレクションズが DCF 法の前提とした当社及びフジトミ証券の財務予測には、大幅な増益を見込んでいる事業年度を含んでおります。具体的には、当社においては、フジトミ証券における投資・金融サービス業の営業社員増員、営業社員の業績連動給の見直しによる営業経費の削減等の効果により、2022 年 3 月期の営業損失が 81 百万円（前年同期は 197 百万円の営業損失）、2023 年 3 月期の営業損失が 6 百万円（前年同期は 81 百万円の営業損失）、2024 年 3 月期の営業利益は 91 百万円（前年同期は 6 百万円の営業損失）となり、大幅な増益となることを見込んでおります。フジトミ証券においては、投資・金融サービス業の営業社員増員、営業社員の業績連動給の見直しによる営業経費の削減等の効果により、2022 年 3 月期の営業損失が 1 百万円（前年同期は 109 百万円の営業損失）、2023 年 3 月期の営業利益が 52 百万

円（前年同期は1百万円の営業損失）、2024年3月期の営業利益は141百万円（前年同期比171.4%の増加）となり、大幅な増益となることを見込んでおります。また、両社の財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

各評価方法によるフジトミ証券株式1株に対する当社株式の割当株数の範囲に関する算定結果は、下記のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価法	0.883 ～ 0.943
DCF法	0.945 ～ 1.075

アドバンスト・ビジネス・ダイレクションズは、株式交換比率の算定に際して、当社及びフジトミ証券から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則として採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、両社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）については、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っていません。加えて、両社から提出された財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）に関する情報については、各社の経営陣により、当該提出時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。アドバンスト・ビジネス・ダイレクションズの算定は、2021年10月26日までに同社が入手した情報及び経済条件を反映したものとなります。

AGSコンサルティングは、当社については、当社が東京証券取引所市場第一部に上場しており、フジトミ証券については、同社が東京証券取引所 JASDAQ に上場しており、両社に市場株価が存在することから市場株価法を、また、将来の事業活動の状況の評価に反映するため、DCF法を採用して算定を行いました。なお、AGSコンサルティングは、両社の直近最終事業年度（2021年3月期）の営業利益が赤字であり、類似会社比較法においては適切な分析が困難であるため、類似会社比較法は採用していません。

AGSコンサルティングは、市場株価法においては、2021年10月26日を算定基準日として、当社については、東京証券取引所市場第一部における算定基準日の終値、算定基準日から遡る過去1ヶ月間、過去3ヶ月間、過去6ヶ月間の各期間の終値単純平均値を採用し、フジトミ証券については、東京証券取引所 JASDAQ における算定基準日の終値、算定基準日から遡る過去1ヶ月間、過去3ヶ月間、過去6ヶ月間の各期間の終値単純平均値を採用して算定しております。

また、DCF法においては、当社については、当社が作成した2022年3月期から2024年3月期までの財務予測、直近の業績動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮し、合理的と考えられる前提に基づく将来フリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって、企業価値や株式価値を算定しております。なお、割引率は6.12%～7.12%を採用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長法を採用し、永久成長率を0%としております。フジトミ証券については、同社が作成した2022年3月期から2024年3月期までの財務予測に基づく将来フリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって、企業価値や株式価値を評価しております。なお、割引率は6.15%～7.15%を採用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長法を採用し、永久成長率を0%としております。

なお、AGSコンサルティングがDCF法の前提とした当社及びフジトミ証券の財務予測には、大幅な増益を見込んでいる事業年度を含んでおります。具体的には、当社においては、フジトミ証券における投資・金融サービス業の営業社員増員、営業社員の業績連動給の見直しによる営業経費の削減等の効果により、2022年3月期の営業損失が81百

万円（前年同期は 197 百万円の営業損失）、2023 年 3 月期の営業損失が 6 百万円（前年同期は 81 百万円の営業損失）、2024 年 3 月期の営業利益は 91 百万円（前年同期は 6 百万円の営業損失）となり、大幅な増益となることを見込んでおります。フジトミ証券においては、投資・金融サービス業の営業社員増員、営業社員の業績連動給の見直しによる営業経費の削減等の効果により、2022 年 3 月期の営業損失が 1 百万円（前年同期は 109 百万円の営業損失）、2023 年 3 月期の営業利益が 52 百万円（前年同期は 1 百万円の営業損失）、2024 年 3 月期の営業利益は 141 百万円（前年同期比 171.4%の増加）となり、大幅な増益となることを見込んでおります。また、両社の財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

各評価方法によるフジトミ証券株式 1 株に対する当社株式の割当株数の範囲に関する算定結果は、下記のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価法	0.90 ～ 0.92
DCF 法	0.87 ～ 1.07

AGS コンサルティングは、株式交換比率の算定に際して、当社及びフジトミ証券から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則として採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、両社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）については、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、両社から提出された財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）に関する情報については、各社の経営陣により、当該提出時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。AGS コンサルティングの算定は、2021 年 10 月 26 日までに当社が入手した情報及び経済条件を反映したものとなります。

(3) 上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換により、その効力発生日である 2022 年 2 月 21 日（予定）をもって、当社はフジトミ証券の完全親会社となり、完全子会社となるフジトミ証券株式は東京証券取引所 JASDAQ の上場廃止基準に従って、2022 年 2 月 17 日付で上場廃止（最終売買日は 2022 年 2 月 16 日）となる予定です。上場廃止後は、東京証券取引所 JASDAQ においてフジトミ証券株式を取引することはできなくなります。

フジトミ証券株式が上場廃止になった後も、本株式交換の対価として交付される当社株式は、東京証券取引所市場第一部に上場しており、本株式交換の効力発生日以降も、東京証券取引所市場第一部において取引が可能であることから、フジトミ証券の株主の皆様のうち、本株式交換により当社の単元株式数である 100 株以上の当社株式の割当交付を受ける株主の皆様は、株式の保有数に応じて一部単元未満株式の割当てを受ける可能性はあるものの、1 単元以上の株式については引き続き東京証券取引所市場第一部において取引が可能であり、株式の流動性を確保できるものと考えております。

一方、フジトミ証券の株主の皆様のうち、本株式交換により 100 株未満の当社株式の割当交付を受ける株主の皆様においては、単元未満株式については、東京証券取引所市場第一部において売却することはできませんが、そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様のご希望により、当社の単元未満株式の買取制度又は買増制度をご利用いただくことが可能です。これらの取扱いの詳細については、上記「1. 交換対価の総数又は総額の相当性に関する事項」の「(1) 本株式交換に係る割当ての内容」の「(注 3) 単元未満株式の取扱い」をご参照ください。

また、本株式交換に伴い、1 株に満たない端数が生じた場合における取扱いの詳細に

については、上記「1. 交換対価の総数又は総額の相当性に関する事項」の「(1) 本株式交換に係る割当ての内容」の「(注4) 1株に満たない端数の処理」をご参照ください。

なお、フジトミ証券の株主の皆様は、最終売買日である2022年2月16日(予定)までは、東京証券取引所JASDAQにおいて、その保有するフジトミ証券株式を従来どおり取引することができるほか、基準時まで会社法その他関係法令に定める適法な権利を行使することができます。

(4) 公正性を担保するための措置

当社及びフジトミ証券は、本株式交換の検討にあたって、当社が既にフジトミ証券株式3,553,200株(2021年9月30日現在の発行済株式(自己株式を除く。))の総数6,624,610株に占める割合(以下「保有割合」といいます。))にして53.64%(小数点以下第三位を四捨五入。以下、保有割合の計算において同じです。))を保有し、フジトミ証券が当社の連結子会社に該当することから、本株式交換の公正性を担保する必要があると判断し、以下の措置を実施しております。

① 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

当社は、本株式交換における株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、当社及びフジトミ証券から独立した第三者算定機関であるアドバンスト・ビジネス・ダイレクションズから、2021年10月26日付で、株式交換比率に関する算定書の提出を受けております。算定書の概要は、上記「(2) 算定に関する事項」をご参照ください。なお、当社は、アドバンスト・ビジネス・ダイレクションズから、本株式交換比率が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。また、アドバンスト・ビジネス・ダイレクションズの報酬は、本株式交換の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本株式交換の公表や成立等を条件とする成功報酬は含まれておりません。

他方、フジトミ証券は、本株式交換における株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、当社及びフジトミ証券から独立した第三者算定機関であるAGSコンサルティングから、2021年10月26日付で、株式交換比率に関する算定書の提出を受けております。算定書の概要は、上記「(2) 算定に関する事項」の「② 算定の概要」をご参照ください。なお、フジトミ証券は、AGSコンサルティングから、本株式交換比率が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。また、AGSコンサルティングの報酬は、本株式交換の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本株式交換の公表や成立等を条件とする成功報酬は含まれておりません。

② 独立した法律事務所からの助言

当社は、リーガル・アドバイザーとして弁護士法人淀屋橋・山上合同を選任し、本株式交換の諸手続を含む取締役会の意思決定の方法及び過程等について、法的な観点から助言を受けております。なお、弁護士法人淀屋橋・山上合同は、当社及びフジトミ証券から独立しており、両社との間に重要な利害関係を有しておりません。また、弁護士法人淀屋橋・山上合同の報酬は、本株式交換の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本株式交換の公表や成立等を条件とする成功報酬は含まれておりません。

他方、フジトミ証券は、リーガル・アドバイザーとしてシティユーワ法律事務所を選任し、本株式交換の諸手続を含む取締役会の意思決定の方法及び過程等について、法的な観点から助言を受けております。なお、シティユーワ法律事務所は、当社及びフジトミ証券から独立しており、両社との間に重要な利害関係を有しておりません。また、シティユーワ法律事務所の報酬は、本株式交換の成否にかかわらず支払われる固定報酬

のみであり、本株式交換の公表や成立等を条件とする成功報酬は含まれておりません。

(5) 利益相反を回避するための措置

フジトミ証券は、当社が既にフジトミ証券株式3,553,200株(保有割合にして53.64%)を保有し、フジトミ証券が当社の連結子会社に該当することから、本株式交換について利益相反の疑義を回避する観点から、以下の措置を講じております。

① フジトミ証券における、利害関係を有しない特別委員会からの答申書の取得

フジトミ証券は、2021年7月28日に当社から本株式交換の提案を受け、2021年8月12日開催の取締役会の決議(以下「特別委員会設置決議」といいます。)により、本株式交換に関し、フジトミ証券の意思決定に慎重を期し、フジトミ証券の取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、当該取締役会において本株式交換を行う旨の決定をすることがフジトミ証券の少数株主にとって不利益なものでないかどうかについての意見を取得することを目的として、いずれも当社と利害関係を有しておらず、フジトミ証券の監査等委員かつ社外取締役としてフジトミ証券の事業内容や経営課題等について一定の知見があり、東京証券取引所に独立役員として届け出ている上村成生氏(税理士、上村成生税理士事務所)及び伊藤進氏(弁護士、明治大学名誉教授)、並びに当社及びフジトミ証券と利害関係を有しておらず、M&A業務に携わる専門家として本株式交換の検討を行う専門性・適格性を有すると判断される外部の有識者である片寄学氏(公認会計士、税理士、株式会社J-TAPアドバイザー代表取締役)の3名により構成される本特別委員会を設置しました。なお、フジトミ証券は、当初からこの3名を本特別委員会の委員として選定しており、本特別委員会の委員を変更した事実はありません。また、各委員に対しては、その職務の対価として、答申内容にかかわらず固定額の報酬を支払うものとしております。

その上で、フジトミ証券は、本株式交換を検討するにあたって、本特別委員会に対し、(i)本株式交換の目的の正当性・合理性(本株式交換がフジトミ証券の企業価値の向上に資するかを含む。)、(ii)本株式交換の条件(本株式交換における株式交換比率を含む。)の公正性、(iii)本株式交換に係る交渉過程及び意思決定に至る手続の公正性、及び(iv)本株式交換の決定がフジトミ証券の少数株主にとって不利益なものではないか(以下(i)から(iv)を総称して「本諮問事項」といいます。)について諮問いたしました。

また、フジトミ証券は、特別委員会設置決議において、本特別委員会をフジトミ証券の取締役会から独立した合議体と位置づけ、本株式交換に関する意思決定にあたっては、諮問事項に対する本特別委員会の答申内容を最大限尊重するものとし、本特別委員会が取引条件が妥当でないと判断した場合には、フジトミ証券の取締役会は、本株式交換を承認しないこととする旨を決議しております。さらに、フジトミ証券は、特別委員会設置決議において、本特別委員会に対して、適時に当社との交渉状況の報告を受け、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行うこと等により、取引条件に関する交渉過程に実質的に影響を与えることができる権限、及び、必要に応じて本特別委員会独自の外部アドバイザー等を選任し(この場合の費用はフジトミ証券が負担するものとしております。)、又はフジトミ証券が選任する外部アドバイザー等について指名又は承認(事後承認を含む。)する権限を付与することを決議しております。

これを受けて、本特別委員会は、2021年8月24日に開催された第1回特別委員会において、フジトミ証券が選任する外部アドバイザー等について、いずれも独立性に問題がないことを確認した上で、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてAGSコンサルティングを、リーガル・アドバイザーとしてシティニューワ法律事務所をそれぞれ選任することを承認するとともに、本株式交換に係る検討、交渉及び判断に関

与するフジトミ証券の取締役につき、当社との間で利害関係の観点から問題ないことを確認し、本株式交換に係る検討・交渉を行う体制を構築いたしました。

本特別委員会は、2021年8月24日から2021年10月26日までに、委員会を合計7回開催したほか、会合外においても電子メール等を通じて、意見表明や情報交換、情報収集等を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、本諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。本特別委員会は、かかる検討にあたり、フジトミ証券から、同社の事業内容・事業環境、主要な経営課題、本株式交換によりフジトミ証券の事業に対して想定されるメリット・デメリット、株式交換比率の前提となるフジトミ証券の事業計画の策定手続等について説明を受け、質疑応答を行いました。また、当社から、当社の事業内容・事業環境、本株式交換を提案するに至った検討過程、本株式交換によって見込まれるシナジーその他の影響の内容、本株式交換後のフジトミ証券の経営体制の方針、株式交換比率の前提となる当社の事業計画の策定手続等について説明を受け、質疑応答を行いました。また、フジトミ証券のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるAGSコンサルティングから、当社に対する財務・税務デュー・ディリジェンスの結果等に関する説明、並びに本株式交換における株式交換比率の評価の方法及び結果に関する説明を受け、質疑応答を行った上で、その合理性について検討しました（なお、AGSコンサルティングにおいても、株式交換比率の算定の基礎とされた当社及びフジトミ証券の各事業計画について、各社との質疑応答を通じてその合理性を確認しております）。さらに、フジトミ証券のリーガル・アドバイザーであるシティニューワ法律事務所から、本株式交換に係るフジトミ証券の取締役会の意思決定の方法及び過程、公正性を担保するための措置、利益相反を回避するための措置、本特別委員会の役割についての説明を受けるとともに、当社に対する法務デュー・ディリジェンスの結果等に関する説明を受け、質疑応答を行いました。なお、本特別委員会は、当社とフジトミ証券の間における本株式交換に係る協議・交渉の経緯及び内容等につき適時に報告を受けた上で、当社から本株式交換比率についての最終的な提案を受けるまで、複数回に亘り交渉の方針等について協議を行い、フジトミ証券に意見する等して、当社との交渉過程に実質的に関与しております。

本特別委員会は、かかる経緯の下、これらの説明、算定結果その他の検討資料を前提として、本諮問事項について慎重に審議及び検討を行い、(i) 本株式交換は、フジトミ証券の企業価値の向上に資するものといえ、その目的は正当であり、合理性があると認められる旨、(ii) 株式交換比率を含む本株式交換の条件には公正性が確保されていると認められる旨、(iii) 本株式交換に係る交渉過程及び意思決定に至る手続には公正性が確保されていると認められる旨、及び(iv) 本株式交換の決定がフジトミ証券の少数株主にとって不利益なものではないと認められる旨が記載された答申書を、2021年10月26日付で、フジトミ証券の取締役会に対して提出しております。

本特別委員会の意見の概要については、次のとおりです。

- (i) 本株式交換の目的の正当性・合理性（本株式交換がフジトミ証券の企業価値の向上に資するかを含む。）
- ・ フジトミ証券及び当社によれば、商品先物取引市場の市場規模の縮小や新型コロナウイルス感染症による営業活動の制約という厳しい事業環境の中、フジトミ証券の喫緊の経営課題は、収益の拡大とコスト削減による早期の黒字化とのことであり、フジトミ証券が当社の完全子会社となることで両社の利害関係を完全に一致させ、当社からのより積極的なサポートを受けられる体制が整備されることで、フジトミ証券としては、①当社による資金的支援等の積極化により投資サービス事業や不動産事業において収益の拡大が期待できること、②当社による機動的な資金調達が可能となることで、法令上の自己資本規制比率や純資産額に係る資格基準などを踏まえた柔軟かつ機動的な資本増強策が可能となること、③当社グル

ープの SEO 対策サービスに係るノウハウの活用による商品の拡販が期待できること、④上場維持による経営上の制約等が解消されることなどのメリットが見込まれることであるが、これらの説明に特段不合理な点は見当たらない。

- ・ フジトミ証券及び当社へのヒアリングを通じて検討した結果、フジトミ証券株式が上場廃止となることにより想定され得る懸念事項については、顧客への影響、人材採用への影響、既存従業員への影響、資金調達への影響、コンプライアンス体制の弱体化など、いずれにおいてもその影響は限定的であると考えられる。
 - ・ 完全子会社化の方法については、本株式交換の対価として当社株式がフジトミ証券の少数株主に交付されることにより、当社株式の保有を通じて、本株式交換後におけるシナジー効果等を享受することができる一方で、上場を維持する当社株式を市場で取引することで随時現金化することも可能であることを踏まえ、本株式交換のスキームを選択することが望ましいとの判断に至ったことであるが、このような判断には合理性があると認められる。
 - ・ 以上を総合的に考慮すると、本株式交換は、フジトミ証券の企業価値の向上に資するものといえ、その目的は正当であり、かつ合理性があると認められる。
- (ii) 本株式交換の条件（本株式交換における株式交換比率を含む。）の公正性
- ・ 本株式交換比率は、フジトミ証券が選任した第三者算定機関である AGS コンサルティングによる株式交換比率の算定結果のうち、市場株価法の算定レンジの上限を上回り、かつ、DCF 法の算定レンジの範囲内でその中央値を上回るものである。この点、AGS コンサルティングから受けた当該算定結果に係る説明を踏まえると、算定手法の選択や各算定手法による算定過程に特段不合理な点は見当たらない。また、本特別委員会は、フジトミ証券及び当社からのヒアリングを通じて各社の事業計画の策定過程を確認したほか、AGS コンサルティングにおいても、資料の閲覧、インタビューの実施を通じて各社の事業計画の合理性を確認しており、DCF 法による算定の基礎とされた各社の事業計画についても特段不合理な点は見当たらない。以上より、AGS コンサルティングによる算定結果には合理性が認められるところ、本株式交換における株式交換比率は、当該算定結果に照らして合理的な水準にあると評価できる。
 - ・ 本株式交換における株式交換比率に付されたプレミアムは、簡易株式交換に該当せず親会社においても株主総会決議を実施する必要があるという事情を踏まえた場合、親会社による上場子会社の完全子会社化を目的とした他の株式交換事例におけるプレミアム水準に照らして不相当とはいえず、一定の合理性が認められる。
 - ・ 本株式交換に係る株式交換契約書のドラフトによれば、株式交換比率以外の条件として、フジトミ証券の少数株主にとって不利益な合意内容は特に見受けられない。なお、本株式交換においては、いわゆるマジョリティ・オブ・マイノリティ条件の設定は予定されていないが、既に関取者の保有する株式の割合が高い場合においては、当該条件を設定することにより、企業価値の向上に資する M&A の成立を阻害してしまうおそれがあるとの懸念も指摘されている中、既に当社がフジトミ証券の親会社であることや、他の公正性担保措置の実施状況を考慮すると、本株式交換において、当該条件が設定されていないことが不合理であるとはいえない。
 - ・ 下記 (iii) のとおり、本株式交換においては、公正な手続を通じたフジトミ証券の株主の利益への十分な配慮がなされていると認められるところ、株式交換比率を含む本株式交換の条件は、かかる公正な手続を経た上で決定されたものであることが認められる。
 - ・ 以上を総合的に考慮すると、株式交換比率を含む本株式交換の条件には公正性が

確保されていると考えられる。

(iii) 本株式交換に係る交渉過程及び意思決定に至る手続の公正性

- ・ フジトミ証券は、意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から本特別委員会を設置している。本特別委員会は、株式交換比率を含む本株式交換の条件に係る具体的な交渉に入るより以前に設置されており、各委員の独立性を疑うべき事由は認められず、フジトミ証券が選任したファイナンシャル・アドバイザー兼第三者算定機関とリーガル・アドバイザーにつき、いずれも独立性に問題がないことを確認し、それぞれをフジトミ証券のアドバイザー等として承認した上で、本株式交換の是非や取引条件の妥当性、手続の公正性について検討・判断を行っている。さらに、フジトミ証券は、本特別委員会の実効性を高めるため、本特別委員会の設置を決議するに際し、本株式交換に関する意思決定にあたっては、諮問事項に対する本特別委員会の答申内容を最大限尊重するものとし、本特別委員会が取引条件が妥当でないと判断した場合には、本株式交換を承認しないこととする旨を決議している。
- ・ フジトミ証券は、本株式交換の公正性を担保する観点から、独立したリーガル・アドバイザーから本株式交換の諸手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程等について法的助言を受けているほか、独立した第三者算定機関から所定の株式交換比率算定書を取得している。なお、フジトミ証券は、第三者算定機関から、いわゆるフェアネス・オピニオンまでは取得していないが、我が国においては、フェアネス・オピニオンの公正性担保措置としての有効性は事案により一様ではないと解されている中、本件の検討過程に照らした結果、フェアネス・オピニオンを取得しなくとも、本株式交換に係る手続の公正性が否定されるものではないと思料する。
- ・ フジトミ証券は、以上の検討体制のもと、本特別委員会から受けた交渉方針に係る意見やアドバイザー等からの助言を踏まえ、当社から提示された株式交換比率に対し、少数株主の利益保護の観点から、より有利な比率に引き上げるための実質的な交渉を行っており、これらの交渉過程に関して、フジトミ証券の少数株主の利益に配慮すべき観点から特段不合理な点は見当たらない。
- ・ フジトミ証券の取締役のうち、当社と一定の利害関係を有すると考えられる者は、フジトミ証券の検討体制から除外されており、本株式交換に係る協議、検討及び交渉の過程で、本株式交換に特別な利害関係を有する者がフジトミ証券側に不当な影響を与えたことを推認させる事実は認められない。
- ・ 本株式交換に係るプレスリリースにおいては、本特別委員会に関する情報、株式交換比率の算定結果の内容に関する情報、その他本株式交換の目的等に関する情報について、それぞれ一定の開示が予定されており、少数株主による取引条件の妥当性等についての判断のために相当な情報が開示される予定であることが認められる。
- ・ 以上を総合的に考慮すると、本株式交換に係る交渉過程及び意思決定に至る手続には公正性が確保されていると認められる。

(iv) 本株式交換の決定がフジトミ証券の少数株主にとって不利益なものではないか

- ・ 上記 (i) から (iii) を総合的に考慮すると、本株式交換の決定は、フジトミ証券の少数株主にとって不利益なものではないと考えられ、そのほか、かかる判断に抵触する特段の事情は認められない。

② フジトミ証券における、利害関係を有しない取締役全員（監査等委員を含む。）の承認

本株式交換に関する議案を決議した 2021 年 10 月 27 日開催のフジトミ証券の取締役会においては、利益相反を回避する観点から、フジトミ証券の取締役 7 名のうち、当社の代表取締役社長である細金成光氏と兄弟の関係にあり、かつ、保有割合にして 3.00% の当社株式を保有する細金英光氏、及び当社の取締役業務部長を兼任している渡辺宏氏の 2 名は議案の審議及び決議には参加せず、両氏を除く他の取締役 5 名において審議の上、その全員一致により承認可決されております。

また、同じく利益相反を回避する観点から、上記細金英光氏及び渡辺宏氏は、特別委員会設置決議にも参加しておらず、また、フジトミ証券の立場において本株式交換に係る協議及び交渉にも参加しておりません。

3. 株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換により、当社の増加する資本金及び準備金は以下のとおりです。

(1) 資本金の額

金 0 円

(2) 資本準備金の額

会社計算規則第 39 条の規定に従い、甲が別途適当に定める額

(3) 利益準備金の額

金 0 円

かかる内容は、当社の資本政策その他事情を総合的に考慮・検討し、法令の範囲内で決定されたものであり、相当であると判断しております。

別紙3 計算書類等（フジトミ証券株式会社）

次頁以下のとおりです。

事 業 報 告
(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大に伴い、当初はパンデミックによる海外のロックダウンや日本の緊急事態宣言発令等により、世界経済が麻痺するような状態になりましたが、世界各国が大規模財政政策や金融緩和を進め、有効なワクチンの普及も2020年後半から広がり始めたことで、緩やかに正常化へ向かって進んでおります。また、日本銀行が実施している企業短期経済観測調査(短観)の3月調査では、大企業・製造業の景況指数(DI)はプラス5となり、新型コロナウイルス感染拡大前の水準を回復する一方、非製造業ではマイナス1と感染拡大前を依然下回り、業種間で回復のスピードはばらつきがみられます。

為替市場では、米国の相次ぐ大規模な財政政策や早急に進めるワクチン接種に伴い、経済正常化への期待が高まったため、米長期金利の上昇により、主要通貨に対して全般的にドル高基調が強まりました。また、ワクチン普及による世界的な経済正常化への期待に伴い、原油を始めとした資源価格の上昇により、資源国通貨(南アランド、メキシコペソ、カナダドルなど)も徐々に下値を切り上げる展開になっております。3月にはトルコのエルドアン大統領が、利上げを進めていたトルコ中銀の総裁と副総裁を突然更迭したことで信認が失墜し、トルコリラの急落を招きました。

株式市場では、パンデミックによる世界的なロックダウン時は、過度なリスク回避により暴落的な動きになりましたが、世界的な大規模財政政策や金融緩和、ワクチンの普及等により、過度なリスク回避の動きは後退しました。また、米国の現金給付や失業保険給付の拡充で得た資金を使い、株式市場に投資するロビンフッターと呼ばれる若年投資家が急増し、米国株を押し上げました。そのため、世界的にも安心感が広がり、リスク選好の世界株高の様相となり、2月16日には日経平均株価も一時30年半ぶりの高値となる3万714円まで上昇しております。

商品先物市場においては、パンデミック当初は安全資産としての金買い・原油売りが強まりましたが、経済正常化への期待が高まってくると、産油国の減産もあり、2020年11月頃から原油の買い戻しが強まりました。一方で「経済正常化への期待」と「先行きのインフレ率上昇への懸念」が米長期金利の上昇を招き、金利の付かない金は売りが強まる展開となりましたが、先行きのインフレ率上昇への懸念は、インフレヘッジの現物商品買いになるという連想から、過度な売りにはつながっておりません。また、工業製品である白金は、経済正常化への期待が高まるとともに底堅く推移しております。

このような環境の中、「投資サービス事業」につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う初回の緊急事態宣言中に、自宅待機や交代出社で営業を大幅に自粛して以降も感染の拡大は終息せず、2度目の緊急事態宣言発令期間中も含め、年間を通して、予定していたイベントやセミナーの開催が制限され、対面営業も大きな制約を受けることとなりました。この間、オンラインセミナーの開催、YouTube動画の配信や顧客とのオンラインミーティングの開始など、非対面の顧客アプローチや社内環境の整備を進めてまいりましたが、対面営業を主体としている当社にとっては、非常に厳しい営業環境となりました。また、取引所間の商品移管に関する各種手続きに対応するほか、顧客本位の業務運営を実践するための社内管理体制の整備にも注力してまいりました。

「生活・環境事業」の保険募集業務につきましても、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、年間を通じて出社や営業活動の制約を受けることとなり、非常に厳しい営業環境が続きましたが、第2四半期以降は、テレワーク環境の整備と利用の定着を進めるとともに、外貨建て保険の料率改定前の駆け込み需要の取り込みや紹介によ

る大口案件の獲得等により、業績の底上げを図ってまいりました。

また、不動産事業につきましては、コロナ禍で、初回の緊急事態宣言中に一部販売活動の停滞があったものの、販売委託先の不動産業者との連携等に注力し、販売用不動産については順調に売却を進めることができました。しかし、コロナ禍で、不動産市況の動向を見極めるため、上半期に新規仕入れを控えていた影響で、販売用不動産の期末在庫は前期末に比べて大きく減少しております。

これらの結果、当事業年度の経営成績は、営業収益 2,057 百万円（前期比 4.7%減）、営業総利益 1,709 百万円（同 4.6%減）、営業損失 109 百万円（前期は 113 百万円の営業損失）、経常損失 84 百万円（前期は 121 百万円の経常損失）、当期純損失は 123 百万円（前期は 127 百万円の当期純損失）となりました。

事業別の状況は次のとおりです。

イ. 投資サービス事業

当事業年度の投資サービス事業の営業収益及び営業総利益は 1,360 百万円（前期比 9.4%減）、営業損失は 132 百万円（前期は 100 百万円の営業損失）となりました。

<商品先物取引受託業務>

商品先物取引受託業務の受取手数料は 338 百万円（前期比 40.4%減）となりました。

主な市場別の受取手数料は、貴金属市場が 319 百万円（同 41.3%減）、エネルギー市場は 9 百万円（同 16.9%減）、ゴム市場は 6 百万円（同 62.0%増）となっております。

<金融商品取引受託業務>

金融商品取引受託業務の受取手数料は 1,011 百万円（前期比 13.0%増）となりました。

商品別の受取手数料は、取引所為替証拠金取引（くりっく 365）が 493 百万円（同 66.5%増）、取引所株価指数証拠金取引（くりっく株 365）が 518 百万円（同 13.4%減）となっております。

<その他>

くりっく 365 振興料等は 10 百万円（前期比 80.3%減）となりました。

※当社における商品先物取引自己売買業務（前期は 14 百万円の損失）は、2020 年 4 月 1 日付で廃止しております。

ロ. 生活・環境事業

当事業年度の生活・環境事業は営業収益 696 百万円（前期比 6.1%増）、営業総利益は 349 百万円（同 20.4%増）、営業利益は 22 百万円（前期は 12 百万円の営業損失）となりました。

<保険募集業務>

保険募集業務の受取手数料は 279 百万円（前期比 26.0%増）となりました。

<不動産業>

不動産の賃貸料収入は 43 百万円（前期比 4.6%増）、不動産販売の売上高は 372 百万円（同 2.9%減）となりました。

<その他>

その他収益は 1 百万円（前期比 83.7%減）となりました。

営業収益の推移

最近2事業年度における当社の営業収益及びその構成比は次のとおりであります。
(単位：千円)

区 分		第 68 期 2019年4月1日か ら (2020年3月31日ま で)		第 69 期 2020年4月1日か ら (2021年3月31日ま で)	
		金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
内 訳					
受 取 手 数 料	商品先物取引		%		%
	貴金属市場	544,935	25.2	319,937	15.5
	農産物・砂糖市場	8,153	0.4	2,833	0.1
	ゴム市場	3,752	0.2	6,078	0.3
	エネルギー市場	11,896	0.6	9,886	0.5
	商品先物取引計	568,737	26.3	338,735	16.5
	金融商品取引				
	取引所為替証拠金取引	296,354	13.7	493,329	24.0
	取引所株価指数証拠金取引	598,631	27.7	518,303	25.2
	金融商品取引計	894,985	41.5	1,011,632	49.2
	生損保の募集	222,018	10.3	279,851	13.6
小 計	1,685,741	78.1	1,630,219	79.2	
売 買 損 益	商品先物取引売買損益	△14,282	△0.7	-	-
	小 計	△14,282	△0.7	-	-
売 上 高	不動産販売	383,267	17.8	372,001	18.1
	LED照明等	856	0.0	71	0.0
	小 計	384,124	17.8	372,072	18.1
不動産賃貸料収入		41,395	1.9	43,310	2.1
そ の 他		62,095	2.9	11,976	0.6
合 計		2,159,074	100.0	2,057,579	100.0

(注) 1. 構成比は小数点第2位を四捨五入しております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

② 設備投資の状況

当事業年度中に実施いたしました当社の設備投資の総額は 61 百万円で、その主なものは、商品関連デリバティブ取引のシステム費用 45 百万円であります。

当事業年度中に当社が実施いたしました固定資産の除却及び売却等に、重要なものはありません。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 重要な組織再編等の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

当社の財産及び損益の状況

区 分	第 66 期 2018年3月期	第 67 期 2019年3月期	第 68 期 2020年3月期	第 69 期 (当事業年度) 2021年3月期
営 業 収 益	1,739,225 千円	1,827,163 千円	2,159,074 千円	2,057,579 千円
当期純損失(△)	△323,499 千円	△241,046 千円	△127,478 千円	△123,496 千円
1 株 当 た り 当期純損失(△)	△48 円 83 銭	△36 円 39 銭	△19 円 24 銭	△18 円 64 銭
総 資 産	7,181,509 千円	7,156,898 千円	7,982,894 千円	6,948,662 千円

純 資 産	2,504,012 千円	2,251,203 千円	2,119,523 千円	2,008,989 千円
1 株 当 たり 純 資 産 額	377 円 99 銭	339 円 82 銭	319 円 95 銭	303 円 26 銭

(注) 第 68 期より非連結となりましたので、第 66 期及び第 67 期につきましても、当社単体の財産及び損益の状況を記載しております。

(ご参考) 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 66 期 2018 年 3 月期	第 67 期 2019 年 3 月期
営 業 収 益	1,787,043 千円	1,910,352 千円
親会社株主に 帰属する 当期純損失(△)	△317,847 千円	△245,853 千円
1 株 当 たり 当期純損失(△)	△47 円 98 銭	△37 円 11 銭
総 資 産	7,199,490 千円	7,170,358 千円
純 資 産	2,513,065 千円	2,255,377 千円
1 株 当 たり 純 資 産 額	379 円 34 銭	340 円 45 銭

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社は株式会社小林洋行で、同社は当社の株式 3,553 千株（議決権比率 53.63%）を保有しております。

当社は、同社との間において記載すべき重要な取引はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は 5 期連続で営業損失を計上し、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。しかしながら、当社の財政状態は、自己資本が 2,008 百万円、現金及び預金残高が 1,159 百万円となっており、また、外部借入にも依存しておりません。以上のことから、翌事業年度の事業計画に基づく資金計画により評価を実施した結果、当社は資金面に支障はなく、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

当社は、以下に示す課題への対処を的確に行うことにより業績の黒字化を達成し、早期に継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が解消されるよう取り組んでまいります。

「投資サービス事業」につきましては、引き続き、新型コロナウイルスの感染拡大に備え、YouTube での動画配信など非対面での営業手法を整備するとともに、営業社員の増員や、小規模な地方セミナー開催による顧客接点の増加により、金融商品取引を中心とした新規顧客層の拡大に努めてまいります。また、営業社員の金融リテラシー向上等により顧客満足度を高め、安定的な顧客基盤を確立するとともに、業績給等の営業経費削減による収益力の強化に努めてまいります。

「生活・環境事業」の保険募集業務につきましても、新型コロナウイルス対策として、テレワークなど社内環境の整備と利用の定着を進めるとともに、社会情勢の変化と広範な顧客ニーズに応えるため、営業社員の総合的なスキルアップを図り、保険商品のみで

なく付帯サービスも含めた対応力を強化することで顧客満足度を高め、顧客基盤の安定化と拡大を図ってまいります。また、既存顧客に対する生損保のクロスセルも強化して、収益の拡大を図ってまいります。

不動産業につきましては、コロナ禍の不動産市況への影響を注視しながら仕入活動を強化することで、短期の効率的な資金回転を目指す販売事業（フロー）と安定した賃料収入を確保する運用事業（ストック）の両事業を推進し、堅固な事業基盤を確立するとともに、いかなる経済環境下においても持続的かつ安定した収益が確保できるよう取り組んでまいります。

また、当社は上記施策による既存事業の収益力強化と、徹底した営業経費の見直しによるコストダウンにより安定的な収益基盤の確立を図るとともに、コンプライアンス意識の向上と「お客様本位の業務運営方針」の浸透を全社員へ徹底して企業価値を高め、より多くのお客様に支持される会社作りに総力を結集して取り組んでいく所存であります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（2021年3月31日現在）

当社は、投資サービス事業、生活・環境事業を行っておりますが、各事業の内容は以下のとおりであります。

① 投資サービス事業

イ. 商品先物取引業

大阪取引所及び東京商品取引所に上場されている各種の商品先物取引について、顧客の委託を受けて売買を執行する業務（受託業務）を行っております。

※当社における自己売買業務は、2020年4月1日付で廃止しております。

ロ. 金融商品取引業

東京金融取引所に上場されている「取引所為替証拠金取引（くりっく365）」及び「取引所株価指数証拠金取引（くりっく365株）」について、顧客の委託を受けて売買を執行する業務（受託業務）を行っております。

ハ. その他

金地金販売を行っております。

※現在、金地金の密輸・マネーロンダリング対策の観点から金地金の販売・買取を休止しています。

② 生活・環境事業

イ. 保険募集業務

生命保険の募集及び損害保険代理店業務を行っております。

ロ. 不動産業

不動産の賃貸及び不動産の販売を行っております。

ハ. その他

太陽光発電機・LED照明等の販売を行っております。

※当事業年度の太陽光発電機の販売実績はありません。LED照明については新規受注営業を停止し、保守業務の対応のみを行っております。

(6) 主要な営業所（2021年3月31日現在）

本 社 東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目15番5号

支 店 大阪支店（大阪市中央区）

営業所 保険事業部福岡営業所（福岡市中央区）

保険事業部熊本営業所（熊本市中央区）

(7) 使用人の状況 (2021年3月31日現在)

事業区分	使用人数	前事業年度末比増減
投資サービス事業	84 (10) 名	4名減 (-)
生活・環境事業	24 (7)	3名増 (1名増)
全社 (共通)	13 (1)	1名減 (-)
合計	121 (18)	2名減 (1名増)

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
121 (18) 名	2名減(1名増)	43歳1ヶ月	9年8ヶ月

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 「全社 (共通)」として記載している使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	- 千円

- (注) 期末借入残高はありませんが、(株)りそな銀行と当座借越契約を締結しております。また、(株)みずほ銀行と締結していた当座貸越契約は、2020年9月18日付で解約しております。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

当社が受託した商品先物取引に関し、1件の損害賠償請求事件が係争中であり、これは、当社の不法行為によって損害を被ったとして、当社を被告とする損害賠償請求が裁判所へ提訴されたものであり、損害賠償請求額は9百万円であります。これに対し当社は不法行為がなかったことを主張しております。

また、金融商品取引に関し、2件の損害賠償請求事件が係争中であり、これらは、当社の不法行為によって損害を被ったとして、当社を被告とする損害賠償請求が裁判所へ提訴されたものであり、損害賠償請求合計額は37百万円であります。このうちの1件は、NYダウの急落によるロスカットで発生した立替金0.9百万円の請求を、当社を原告として裁判所への提訴したことに対して相手方が棄却を求め、別訴にて損害賠償請求を提訴されたものであります。これらに対し当社は不法行為がなかったことを主張しております。

上記の訴訟はいずれも現在手続が進行中であり、現時点では結果を予想することは困難であります。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2021年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 18,000,000 株
- ② 発行済株式の総数 6,860,000 株
- ③ 株主数 2,129 名
- ④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社小林洋行	3,553,200 株	53.63%
石崎 實	266,400	4.02
株式会社東京洋行	223,600	3.37
特定有価証券信託受託者 株式会社S M B C信託銀行	201,000	3.03
共和証券株式会社	200,000	3.01
株式会社りそな銀行	140,000	2.11

細 金 英 光	107,300	1.61
新 堀 博	102,900	1.55
トウヨウ セキュリティーズ ア ジ ア リ ミ テ ッ ド	79,800	1.20
パーシングディヴィジョンオブドナルド ソナラフキンアンドジェンレットエス イ ー シ ー コ ー ポ レ イ シ ョ ン	76,000	1.14

- (注) 1. 持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
2. 当社は、自己株式を235,390株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況 (2021年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	細 金 英 光	
取 締 役	新 堀 博	投資サービス事業本部管理担当本部長 (株)日本ゴルフ倶楽部 監査役
取 締 役	茅 根 伸 年	投資サービス事業本部営業担当本部長
取 締 役	渡 辺 宏	(株)小林洋行 取締役 業務部長 (株)日本ゴルフ倶楽部 取締役 (株)小林洋行 コミュニケーションズ 監査役 (株)三新電業社 監査役
取 締 役	中 井 省	i n Q s (株) 取 締 役
常 勤 監 査 役	上 田 勤	
監 査 役	伊 藤 進	弁 護 士
監 査 役	上 村 成 生	上村成生 税理士事務所 所長 (株)安藤・間 社外 監査役 矢崎 総業 (株) 社外 監査役 T S P 太陽グループ (株) 社外 監査役 T S P 太陽 (株) 社外 監査役

- (注) 1. 取締役中井省氏は、社外取締役であります。
2. 監査役伊藤進氏及び上村成生氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役上田勤氏は、当社で長年にわたり経理・財務業務に携わってきた経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 社外監査役伊藤進氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 社外監査役上村成生氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当社は社外取締役中井省氏並びに社外監査役伊藤進氏及び上村成生氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 代表取締役社長細金英光氏は、2020年5月14日付で(株)日本ゴルフ倶楽部の代表取締役社長を退任いたしました。
8. 取締役新堀博氏は、2020年6月8日付で業務本部長及び経理部長の職務を解嘱となっております。
9. 取締役茅根伸年氏は、2021年4月1日付で投資サービス事業本部営業担当本部長の職務を解嘱となっております。
10. 2020年6月26日開催の第68回定時株主総会終結の時をもって、取締役大丸直樹氏は任期満了により退任いたしました。

② 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社の取締役及び監査役（当事業年度中に在任してい

た者を含む。)を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。

なお、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

③ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月19日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、原則として固定報酬のみとし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。但し、事業年度ごとに、代表取締役社長が必要と判断した場合は、業績連動報酬を支給することができるものとし、非金銭報酬（株式報酬）は現時点では採用しない。

b. 固定報酬（金銭報酬）の個人別の額の決定方針

当社の取締役の固定報酬は、毎月一定の時期に支給する金銭報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、貢献度、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

c. 業績連動報酬の内容及び額又は数の算定方法の決定方針

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、業績指標を反映した金銭報酬とし、各事業年度の営業収益に対する一定割合又は営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を、業績の発生に応じて一定の時期に支給する。

なお、業績連動報酬の額は、支給対象とする取締役の固定報酬を超えない範囲で、業績指標や算定方法を決定するものとする。

d. 固定報酬、業績連動報酬又は非金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額（全体）に対する割合の決定方針

現時点では割合は定めない。

e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方法

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の固定報酬の額及び業績連動報酬を支給する場合の業績指標と算定方法を決定する。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役	58,568	52,800	5,768	-	4
(うち社外取締役)	(6,000)	(6,000)	(-)	(-)	(1)
監 査 役	15,600	15,600	-	-	3
(うち社外監査役)	(7,800)	(7,800)	(-)	(-)	(2)

合 計 (うち社外役員)	74,168 (13,800)	68,400 (13,800)	5,768 (-)	- (-)	7 (3)
-----------------	--------------------	--------------------	--------------	----------	----------

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第54回定時株主総会において月額16,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名です。
2. 監査役の報酬限度額は、2000年6月28日開催の第48回定時株主総会において月額3,500千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。
3. 無報酬の取締役2名は、上記の員数に含まれておりません。
4. 業績連動報酬等にかかる業績指標は、投資サービス事業本部が受け取る毎月の委託手数料であり、その実績は1,350百万円であります。当該指標は当社において主要な収益であるため選択しております。
5. 取締役会は、代表取締役社長細金英光氏に対し各取締役の固定報酬の額及び業績連動報酬の業績指標と算定方法を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当職務について評価を行うには、代表取締役が最も適していると判断したためであります。

ハ. 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役中井省氏は、i n Q s (株)の取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・社外監査役上村成生氏は、上村成生税理士事務所所長、(株)安藤・間の社外監査役、矢崎総業(株)の社外監査役、T S P太陽グループ(株)及びT S P太陽(株)の社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

氏 名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社 外 取 締 役 中 井 省	当事業年度に開催された取締役会9回の全てに出席いたしました。取締役会では主に金融行政における長年にわたる豊富な経験と深い見識から意見を述べており、業務を執行する経営陣から独立した客観的視点から社外取締役として適宜、助言・提言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社 外 監 査 役 伊 藤 進	当事業年度に開催された取締役会9回のうち8回に、また、監査役会6回のうち5回に出席いたしました。主に法律の専門家としての見地から意見を述べており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。
社 外 監 査 役 上 村 成 生	当事業年度に開催された取締役会9回の全てに、また、監査役会6回の全てに出席いたしました。主に会計・財務の専門家としての見地から意見を述べており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 アーク有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,700千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,700千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報

酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である顧客資産の分別管理の法令遵守に関する保証業務を委託し、その対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断される場合及び会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受けた場合並びにその他、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等の観点から適正な監査を遂行するに不十分であると判断した場合には、必要に応じて監査役全員の同意に基づき会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

監査役会は、上記解任事由により、計算書類の監査に重大な支障が生じる事態となることが合理的に予想されるときは、監査役全員の同意によって会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告します。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制及び財務報告の適正性を確保するための体制について、取締役会において次のとおり決議しております。

① <取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制>

当社は、コンプライアンスの徹底を図るため「コンプライアンス基本方針」を定め経営の最重要課題の一つとして位置付けている。

当社の取締役は、健全かつ公正な経営を最優先とし、法令及び定款については常に正しい知識を持つことに努め、これを遵守する。また、随時取締役間の円滑な意思疎通を図り、業務執行に係る相互監督を通じて法令・定款違反に関する行為を未然に防止する。

当社は、監査役による取締役の職務執行についての監査が有効に行われる体制を整備し、維持する。

② <取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制>

取締役の職務執行状況に係る情報は、株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書、その他に適正に記録し、「文書管理規程」、「情報セキュリティ基本規程」に基づき適正に保存及び管理する。取締役及び監査役はこれらをいつでも閲覧できるものとする。

③ <損失の危険の管理に関する規程その他の体制>

当社は、取締役会の決議により、リスク管理に関する規程を定め、社長を最高責任者として、常勤取締役が中心になってリスク管理にあたる。リスク管理を有効に機能させるため、各種のリスクに関する情報が、迅速に社長、常勤取締役に報告される体制の整備・維持を図る。また、必要に応じて、社内プロジェクトチームを設置して被害を最小限に抑制するための適切な措置を講ずる。リスク管理体制については、継続的な改善活動を行うとともに、定着を図っていく。

なお各部署の日常的なリスク管理は、「リスク管理規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等に基づき所管部署を明確にして実施する体制としている。

④ <取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制>

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、原則として月1回以上取締役会を開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催している。

また、当社は、迅速な経営判断・意思決定を可能にするため、取締役は少人数とし、期毎の目標及び各取締役の役割分担を明確化することで、取締役の効率的な職務の執

行を確保していく。

なお、取締役会の決議に基づき、特定業務の執行に専念する執行役員を任命し、業務執行の効率化を図る体制としている。

⑤<使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制>

使用人が法令・諸規則だけでなく、社会的規範を遵守し、経営理念に従った行動を実践することを確保するため「コンプライアンス基本方針」、「コンプライアンスマニュアル」を定め、これを全社員に周知徹底するとともに、法令・定款等に違反する行為を発見した場合の社内通報制度を整備する。

当社は、全社的なコンプライアンスに関する事項について協議する場としてコンプライアンス委員会を設置し、当該協議内容は取締役会へ報告する体制としている。

使用人の職務の執行が法令及び定款に適合しているかどうかを検証するため、「内部監査規程」に基づき、監査室による内部監査を年1回以上実施する。

⑥<当社、親会社及び関係会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制>

親会社を含むグループ内の取引は、全て取締役会決議を経て行うとともに、適切な情報開示を行い、適正性を確保していく。

関係会社については、当社から役員を派遣して取締役会の運営状況を把握するとともに、「関係会社管理規程」に基づき総務部等管理担当部署が管理し、業務の適正な運営を確保していく。

⑦<監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及びその使用人の取締役からの独立性・実効性に関する事項>

監査役会及び監査役の職務の補助は総務部が行うものとし、総務部内に監査役会及び監査役の職務を補助すべき使用人を任命する。

監査役会及び監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動等は、予め監査役会に通知し、その意見を尊重する。

監査役会及び監査役の職務を補助すべき使用人は、当社の「就業規則」に従うが、当該職務期間中においては、当該職務に関する指揮命令権は監査役に属する体制とする。

⑧<取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制>

監査役は取締役会に出席し、重要な報告を受け、稟議書等業務執行に係る重要な文書を開覧し、取締役及び使用人に対して説明を求める体制としている。また、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保する体制としている。

監査室（内部監査実施部門）及び会計監査人と密接な連携を保っており、それぞれの監査結果は監査役会に報告される体制としている。

当社及び関係会社において不正行為、法令・定款に違反する重要な事実が生じる恐れがある場合又は生じた場合、及び、当社及び関係会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合又は著しい損害が発生した場合、取締役及び使用人は当該事実に関する事項を監査役に報告する。

また、監査役に報告を行った者が、当該行為を行ったことを理由として不利益な取扱いを受けることがないよう必要な体制を整備する。

⑨<監査役職務の執行において生じる費用等の処理に係る方針に関する事項>

監査役より監査費用の前払い又は償還等の請求があった場合には、その職務の効率性及び適正性に留意し、監査業務の支障がないよう速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑩<財務報告の適正性を確保するための体制>

当社は、財務報告の適正性及び信頼性を確保するため、金融商品取引法等の関係法令に従って内部統制システムを整備し、適切な運用・評価と必要な是正を行う。

⑪<反社会的勢力の排除に向けた体制>

当社は、市民生活の秩序や安全に脅威を与え、経済活動の障害となる反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、体制の整備当初から、内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に確認し調査を実施しており、取締役会にその内容を報告しております。また、確認調査の結果判明した問題点につきましては、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの運用に努めております。なお、当事業年度に実施した当社における内部統制システムの主な運用状況は以下のとおりであります。

①<コンプライアンスに関する取組み>

当社は「コンプライアンス基本方針」を定め、コンプライアンスへの取組みを浸透させるため、「コンプライアンスマニュアル」を作成して全職員に配付しております。また、代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会が主導し、関連規程の整備、教育啓発活動などの継続実施による体制整備を図っております。また、コンプライアンスホットラインを設置し、コンプライアンスに関する幅広い情報収集と対応による体制強化を図っております。

その他の主な活動としては、年度毎にコンプライアンスプログラムを策定し、コンプライアンスに関する課題に対応しております。プログラムの進捗状況は四半期毎に開催されるコンプライアンス委員会において確認され、取締役会に報告されており、当期のプログラムは全項目を実施・終了しております。

②<リスク管理に関する取組み>

企業経営に重大な悪影響を及ぼすリスクが顕在化した場合の対応について「リスク管理規程」等を整備し、リスクが顕在化したときの対応に関する手順を役職員に対し周知・運用しております。顕在化したリスクについては、取締役会及びコンプライアンス委員会で報告され、確認・検証を行っております。

③<取締役の職務執行の適正性及び効率的に行われることに対する取組み>

当社は、「取締役会規程」に基づき、取締役会における意思決定のルールを明確化しており、迅速な経営判断・意思決定を可能にするため、取締役は少人数としております。また、期毎の目標及び各取締役の役割分担を明確化することで、取締役の効率的な職務の執行を確保しております。

なお、当事業年度においては、取締役会を計12回開催（書面開催3回を含む）し、各議案についての審議、業務の執行状況等の監督を行っております。

④<監査役の監査が実効的に行われることに対する取組み>

当社の監査役会は、社外監査役2名を含む監査役3名で構成されており、監査計画に基づき監査を実施するとともに、監査役会において必要に応じ代表取締役、取締役等と監査内容について意見交換を行うほか、会計監査人及び内部監査部門と連携し監査の実効性向上を図っております。

貸借対照表
(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	6,173,364	流 動 負 債	4,638,744
現金及び預金	1,159,888	未払金	83,901
委託者未収金	61,989	未払法人税等	9,108
販売用不動産	321,345	未払費用	45,301
前渡金	300	預り金	13,664
前払費用	35,212	預り証拠金	2,475,061
保管有価証券	257,031	受入保証金	1,987,921
差入保証金	3,857,751	前受収益	1,857
委託者先物取引差金	402,847	賞与引当金	18,197
預託金	48,000	その他	3,730
その他	32,751	固 定 負 債	277,725
貸倒引当金	△3,753	長期未払金	33,092
固 定 資 産	775,297	退職給付引当金	241,549
有 形 固 定 資 産	338,994	その他	3,083
建築物	79,654	特 別 法 上 の 準 備 金	23,202
構築物	382	商品取引責任準備金	19,207
器具及び備品	2,275	金融商品取引責任準備金	3,995
土地	256,681	負 債 合 計	4,939,672
無 形 固 定 資 産	6,564	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	6,564	株 主 資 本	2,014,349
投 資 そ の 他 の 資 産	429,738	資本金	1,200,000
投資有価証券	124,423	資本剰余金	312,840
関係会社株式	30,000	資本準備金	312,840
出資金	10	利益剰余金	541,065
長期差入保証金	176,125	利益準備金	130,000
従業員長期貸付金	6,612	その他利益剰余金	411,065
破産更生債権等	51,849	別途積立金	500,000
長期前払費用	1,549	繰越利益剰余金	△88,934
会員権	4,025	自 己 株 式	△39,556
預託金	2,000	評価・換算差額等	△5,360
その他	86,658	その他有価証券評価差額金	△5,360
貸倒引当金	△53,514	純 資 産 合 計	2,008,989
資 産 合 計	6,948,662	負 債 純 資 産 合 計	6,948,662

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書
(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
営業収益	1,630,219	
受取手数料	372,072	
売上貸料の収入	43,310	
その他	11,976	2,057,579
営業総原価	347,753	347,753
営業総利益		1,709,825
営業費及び一般管理費	1,819,377	1,819,377
営業外損失		109,552
受取利息	2,468	
受取配当金	2,125	
受取地代家賃	1,035	
貸倒引当引当金戻入額	15,771	
その他	4,220	25,620
営業外費用		
貸料原価	964	964
経常損失		84,896
特別利益	27,057	
投資有価証券売却益	3,542	30,600
商品取引責任準備金戻入額		
特別損失		
金融商品取引責任準備金繰入額	808	
早期退職特別加算金	4,000	
減損	58,494	63,302
税引前当期純損失		117,598
法人税、住民税及び事業税		5,898
当期純損失		123,496

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書
(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本計
		資本準備金	資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金	繰越利益剰余金	利益剰余金計		
					別途積立金				
当期首残高	1,200,000	312,840	312,840	130,000	600,000	△45,563	684,436	△39,556	2,157,719
当期変動額									
剰余金の配当						△19,873	△19,873		△19,873
当期純損失						△123,496	△123,496		△123,496
別途積立金の取崩					△100,000	100,000	-		-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	△100,000	△43,370	△143,370	-	△143,370
当期末残高	1,200,000	312,840	312,840	130,000	500,000	△88,934	541,065	△39,556	2,014,349

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△38,196	△38,196	2,119,523
当期変動額			
剰余金の配当			△19,873
当期純損失			△123,496
別途積立金の取崩			-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	32,836	32,836	32,836
当期変動額合計	32,836	32,836	△110,533
当期末残高	△5,360	△5,360	2,008,989

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

当社の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書は、「会社計算規則」(2006年2月7日 法務省令第13号)の規定のほか「商品先物取引業統一経理基準」(1993年3月3日付、社団法人日本商品取引員協会理事会決定)に準拠して作成しております。

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券	償却原価法(定額法)
子会社株式及び関連会社株式	総平均法による原価法
その他有価証券	時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの 総平均法による原価法

なお、保有有価証券は商品先物取引法施行規則第39条の規定に基づく充用価格によっております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産	個別法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)
仕掛販売用不動産	個別法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く) 定率法(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに器具及び備品のうち映像コンテナツ機器については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15~38年
構築物	10年
器具及び備品	3~20年

無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(4) 引当金及び特別法上の準備金の計上基準

貸倒引当金	売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。
退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
商品取引責任準備金	商品先物取引事故による損失に備えるため、商品先物取引法第221条の規定に基づき、同施行規則に定める額を計上しております。
金融商品取引責任準備金	金融商品取引事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5の規定に基づき計上しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理
税抜方式を採用しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度において区分掲記しておりました「受取保険金」(前事業年度 1,517千円)は、重要性が乏しくなったため、当事業年度より営業外収益の「その他」に含めて記載しております。

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第 31 号 2020 年 3 月 31 日。）を当事業年度より適用し、（会計上の見積りに関する注記）を開示しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	338,994 千円
無形固定資産	6,564 千円

- (2) 固定資産に減損の兆候が存在する場合には、当該資産の将来キャッシュ・フローを見積り、減損の要否の判定を実施しております。固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フロー、割引率等について一定の仮定を設定しております。新型コロナウイルス感染症の影響については、当社が計算書類等作成時点で判断する一定期間（2022 年 3 月末まで）の影響を会計上の見積りに反映しております。当該見積りは、将来の不確実な経済状況および会社の経営状況などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生したキャッシュ・フローと見積りが異なった場合、翌事業年度の計算書類において、固定資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

現金及び預金	50,000 千円
預託金	8,000 千円
合計	58,000 千円

取引銀行との当座貸越契約（当座貸越極度額 50,000 千円）、商品先物取引法施行規則第 98 条第 1 項第 4 号の規定に基づく委託者保護基金による代位弁済委託契約額 20,000 千円及び金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令附則第 2 条第 1 項第 4 号に基づく特定委託者保護基金による代位弁済委託契約額 20,000 千円に対し、上記資産を担保に供しております。

上記物件に対応する債務はありません。

(2) 預託資産

取引証拠金等の代用として(株)日本商品清算機構へ預託しております。

保管有価証券	255,636 千円
投資有価証券	38,590 千円
合計	294,226 千円

(3) 分離保管資産

商品先物取引法第 210 条の規定に基づき、日本商品委託者保護基金に分離保管しなければならない保全対象財産額はありません。

なお、同法施行規則第 98 条の規定に基づき、委託者資産保全措置額は 20,000 千円であります。

(4) 分別保管資産

金融商品取引法第 43 条の 2 の規定に基づき、日証金信託銀行(株)に分別保管しております。

預託金（顧客分別金信託）	20,000 千円
--------------	-----------

(5) 有形固定資産の減価償却累計額

185,400 千円

減価償却累計額には減損損失累計額を含めて表示しております。

(6) 商品取引責任準備金

商品取引責任準備金は、商品先物取引法第 221 条の規定に基づくものであります。

(7) 金融商品取引責任準備金

金融商品取引責任準備金は、金融商品取引法第 46 条の 5 の規定に基づくものであります。

(8) 関係会社に対する金銭債権及び債務は次のとおりであります。

長期金銭債権	25,740 千円
--------	-----------

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業収益	1,299 千円
------	----------

営業費用	40,032 千円
営業外収益	1,100 千円

(2) 減損損失

①減損損失を認識した資産グループの概要

場所	用途	種類
東京都中央区 他	事務所、事務用機器及び基幹システム等	建物、器具及び備品、ソフトウェア等

②減損損失の認識に至った経緯

上記資産グループについて、収益性の低下が認められるため、その帳簿価額を回収可能価額まで減損し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

③減損損失の金額

建物	5,522 千円
器具及び備品	2,880 千円
ソフトウェア	43,910 千円
ソフトウェア仮勘定	4,320 千円
その他無形固定資産	1,770 千円
長期前払費用	91 千円
合計	58,494 千円

④資産グルーピングの方法

当社は事業用資産について、事業部を基準としたグルーピングを行っております。

⑤減損損失の回収可能価額の算定法

回収可能価額は正味売却価額によっており、正味売却価額は不動産鑑定評価額等に基づき算定しております。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	6,860,000 株	－株	－株	6,860,000 株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	235,390 株	－株	－株	235,390 株

(3) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

2020年6月26日開催の第68回定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	19,873 千円
・配当の原資	利益剰余金
・1株当たり配当額	3 円
・基準日	2020年3月31日
・効力発生日	2020年6月29日

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

2021年6月29日開催予定の第69回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額	19,873 千円
・配当の原資	利益剰余金
・1株当たり配当額	3 円
・基準日	2021年3月31日
・効力発生日	2021年6月30日

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社の資金運用については、短期の預金及び満期保有目的債券によっております。

②金融商品の内容とそのリスク

差入保証金は、当社の顧客が行っている商品先物取引に係る預り証拠金及び金融商品取引に係る受入保証金であり、商品先物取引に基づくクリアリング・ハウス及び(株)東京金融取引所へ預託しております。また、委託者先物取引差金は、当

社の顧客が行っている商品先物取引に係る値洗い額であり、預り証拠金により担保されているため、リスクは非常に低いものであります。長期未払金は、主に設備投資に必要な資金を調達したものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含まれておりません。

	貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
1. 現金及び預金	1,159,888	1,159,888	—
2. 委託者未収金	61,989	61,989	—
3. 保管有価証券	257,031	369,410	112,378
4. 差入保証金	3,857,751	3,857,751	—
5. 委託者先物取引差金	402,847	402,847	—
6. 預託金	50,000	50,000	—
7. 未収入金	9,327	9,327	—
8. 投資有価証券	99,423	99,423	—
9. 従業員長期貸付金	6,612	6,961	349
10. 会員権	4,025		
貸倒引当金	△3,060		
会員権(純額)	965	965	—
11. 破産更生債権等	51,849		
貸倒引当金	△50,454		
破産更生債権等(純額)	1,395	1,395	—
資産計	5,907,232	6,019,960	112,727
1. 未払金	83,901	83,901	—
2. 未払費用	45,301	45,301	—
3. 未払法人税等	9,108	9,108	—
4. 預り証拠金	2,475,061	2,587,439	112,378
5. 受入保証金	1,987,921	1,987,921	—
6. 長期未払金	31,307	31,960	653
負債計	4,632,602	4,745,634	113,031

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

現金及び預金、委託者未収金、差入保証金、委託者先物取引差金及び未収入金は、短期間で決済されるものであるため、また、預託金は、預金と同様の性質を有すると考えられるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。保管有価証券及び投資有価証券の時価については、債券は取引証券会社から提示された価格によっており、株式等は市場価格によっております。破産更生債権等については、回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しており、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しているため、当該価額をもって時価としております。従業員長期貸付金については、将来キャッシュ・フローを見積もり、期末に適用される金利にて割り引いた金額を時価としております。会員権の時価については、期末日現在における市場価格によっております。

負債

未払金、未払費用、未払法人税等、預り証拠金及び受入保証金は、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、預り証拠金のうち、有価証券等により預託されたものについては、債券は取引証券会社から提示された価格によっており、株式等は市場価格によっております。長期未払金の時価については、支払時期に基づき国債の利率で割り引いて算定する方法によっております。

2. 非上場株式等(貸借対照表計上額 25,000千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることが出来ず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の投資有価証券に含めておりません。関係会社株式(貸借対照表計上額 30,000千円)については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることが出来ず、時価を把握することが極めて困難と認められることから上表に記載しておりません。長期差入保証金(貸借対照表計上額 176,125千円)については、返還予定時期等を見積もることが出来ず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表に記載しておりません。

長期未払金(貸借対照表計上額 1,785千円)については、支払い時期を見積もることが出来ず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表に記載しておりません。

8. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

2021年3月期における賃貸等不動産に関する賃貸損益は賃貸料収入 30,526千円、売上原価 10,825千円であります。

(2) 貸借等不動産の時価に関する事項

貸借対照表計上額	時価
336,336 千円	457,344 千円

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 当事業年度末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、又は適切な市場価格を反映していると考えられる指標等を用いて自社で算定した金額であります。ただし、第三者からの取得時や直近の評価時点から、一定の評価額や適切な市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。また、当事業年度に新規取得した物件については、時価の変動が軽微であると考えられるため、貸借対照表計上額をもって時価としております。

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因

貸倒引当金	17,535 千円
賞与引当金	5,571 千円
退職給付引当金	73,962 千円
長期未払金	546 千円
商品取引責任準備金	5,881 千円
関係会社株式評価損	76,550 千円
減損損失	27,736 千円
税務上の繰越欠損金	254,561 千円
その他有価証券評価差額金	1,641 千円
その他	22,263 千円
繰延税金資産小計	486,251 千円
評価性引当額	△486,251 千円
繰延税金資産合計	- 千円

10. 持分法損益等に関する注記

関連会社に対する投資の金額	280,002 千円
持分法を適用した場合の投資の金額	35,773 千円
持分法を適用した場合の投資利益の金額	2,097 千円

11. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 関連当事者との取引

記載すべき重要なものはありません。

(2) 親会社に関する注記

親会社情報 株式会社小林洋行（東京証券取引所に上場）

12. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	303 円 26 銭
(2) 1株当たり当期純損失	18 円 64 銭

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月11日

株式会社 フ ジ ト ミ
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人
東京オフィス

指定有限責任社員 公認会計士 逸見 宗義 ①
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 木村 ゆりか ①
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社フジトミの2020年4月1日から2021年3月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第69期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議にオンライン形式も取り入れて出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月12日

株式会社フジトミ 監査役会

常勤監査役	上	田	勤	㊟	
社外監査役	伊	藤	進	㊟	
社外監査役	上	村	成	生	㊟

以上